

## 県産材製品の安定需給に関する協定書

〇〇〇ホーム株式会社（以下「甲」という）と〇〇〇木材株式会社（以下「乙」という）は、秋田県の県産材による製品（以下「県産材製品」という。）の安定需給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、県産材製品の継続的な安定需給に連携して取り組み、県産材の利用拡大を図るものとする。

### （甲の責務）

第2条 甲は、建築する住宅の部材について、乙が供給する県産材製品を採用するよう努めること。

- 2 甲は、平成28年〇月〇日から平成33年3月31日までの間において、建築する県産材住宅における県産材製品需給計画（附表のとおり（以下「計画」という。））に基づき県産材製品の需要拡大に努めるものとする。

### （乙の責務）

第3条 乙は、甲が利用する県産材製品の取引価格を不当に値上げしないこと。

- 2 乙は、平成28年〇月〇日から平成33年3月31日までの間において、計画に基づき県産材原木の安定調達を図り、県産材製品の安定供給に努めるものとする。
- 3 乙は、県産材製品の生産コスト縮減に努めるものとする。

### （取引条件）

第4条 甲と乙との間における県産材製品の取引価格、製品の仕様、納期等の具体的取引条件は、別途契約により定めるものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から平成33年3月31日までとする。

### （解約）

第6条 甲又は乙は、この協定の内容を適切に履行していない場合は、相手方に速やかに通知し、適切な履行を促さなければならない。

- 2 前項の通知によってもなおこの協定の内容が適切に履行されない場合は、甲及び乙が協議してこの協定を解約することができる。

(その他)

第7条 この協定について、疑義の生じた事項及び協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇〇ホーム株式会社  
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇〇木材株式会社  
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印

## 県産材製品需給計画

部材等	内容	H27実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
構造材		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
下地材		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
その他		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
計		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
県産材新築住宅戸数(a)								
全新築戸数(b)								
県産材利用率(a/b)								

秋田県知事

工務店等の名称  
代表者職氏名

㊟

### 県産材の利用に関する協定締結申込書

秋田県と県産材の利用に関する協定を締結したいので、県産材の利用に関する協定締結要領第4に基づき、次のとおり申し込みます。

1 協定を締結したい理由

2 県産材の利用のために取り組む事項

3 添付資料

①県産材利用計画書

②秋田県内の製材所等と協定締結済みの県産材の安定需給に関する協定の写し（※）

③建設業法、建築士法等の許可を受けていることが確認できる書類

④申込者の業務内容が分かる資料（パンフレット等）

⑤県産材の利用に関する協定（押印のもの2部）

※ 直近3ヶ年において、県産材を使用した住宅の建築実績が平均20戸未満の工務店等においては、②の提出は要しない。

県産材利用計画書

工務店等の名称

部材等	内容	H27実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
構造材		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
下地材		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
その他		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
計		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
県産材新築住宅戸数(a)								
全新築戸数(b)								
県産材利用率(a/b)								

## 秋田県と〇〇〇ホーム株式会社との 県産材の利用に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と〇〇〇ホーム株式会社（以下「乙」という。）は、秋田県の県産材を利用する住宅（以下「県産材住宅」という。）の建築を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、県産材住宅の供給を促進し、県産材の利用拡大により、木材産業の活性化、並びに森林資源を循環利用により、県内の森林の有する多面的機能の維持発揮を図るよう、連携して取り組むものとする。

### （甲の責務）

第2条 甲は、平成28年〇月〇日から平成33年3月31日までの間、県産材住宅の建築に必要な県産材の調達支援に努めるものとする。

2 甲は、乙による県産材住宅建築の取組を、積極的に広く紹介するものとする。

### （乙の責務）

第3条 乙は、県産材住宅の建築を促進するため、甲が供給する住宅の部材について、県産材を用いるよう努めるものとする。

2 乙は、平成28年〇月〇日から平成33年3月31日までの間に供給する県産材住宅における県産材利用計画の履行に努めるものとする。

3 乙は、県産材住宅の販売の促進のため、第1条の目的について積極的に広報するものとする。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成33年3月31日までとする。

### (実績報告)

第5条 乙は、毎年度4月15日までに、前年度の県産材利用実績を甲に報告するものとする。

### (解約)

第6条 甲又は乙は、この協定の内容を適切に履行していない場合は、相手方に速やかに通知するものとする。

2 前項の場合、甲及び乙が協議してこの協定を解約することができる。

### (その他)

第7条 この協定について、疑義の生じた事項及び協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲

秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事

印

乙

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇〇ホーム株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

秋田県知事

工務店等の名称  
代表者職氏名

㊟

県産材の利用に関する状況報告書

県産材の利用に関する協定締結要領第7に基づき、平成 年度の県産材の利用の取り組み状況について、次のとおり報告します。

1 取り組み状況

(単位：m<sup>3</sup>、戸、%)

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	計
構造材	計画						
	実績						
下地材	計画						
	実績						
その他	計画						
	実績						
計	計画						
	実績						
県産材新築 住宅戸数(a)	計画						
	実績						
全新築戸数 (b)	計画						
	実績						
県産材利用率 (a/b)	計画						
	実績						

2 実績が計画を下回った場合、その理由